

いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱

(目的)

第1 この要綱は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「震災津波」という。）により被災した生徒及び父母等（学資を負担している者をいう。以下同じ。）に対し、大学等への就学の支援を目的として給付するいわての学び希望基金大学等進学支援一時金（以下「一時金」という。）の申請手続き等について定めるものとする。

(対象者)

第2 一時金の給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岩手県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）、公立特別支援学校（高等部）又は高等専門学校を卒業した者
 - (2) 次に掲げる学校等（高等学校若しくはこれに準ずる学校又は特別支援学校高等部の卒業を入学の要件として定める学校等に限る。）に入学した者
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条第1項に規定する大学（法第91条に規定する別科及び法第108条に規定する短期大学を含む。）
 - イ 法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程
 - ウ 法第119条第2項に規定する高等専門学校の専攻科
 - エ 法第58条第2項に規定する高等学校の専攻科
 - オ 法第82条に規定する特別支援学校の専攻科
 - カ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき設置認可された公共職業能力開発施設（訓練課程が1年未満のものを除く。）
 - キ アからカに掲げる学校等のほか、これらに準ずる学校等であつて教育長が別に定めるもの
 - (3) 前号に掲げる学校等に入学した日が属する年度（当該入学日が4月から6月までの月であるときは、その前年度）における道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が、85,500円未満の世帯である者
 - (4) 震災津波により、次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下イ及びウにおいて同じ。）の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 住居の流失
 - エ 父母等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの
 - オ 警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年4月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き
 - (5) いわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金及び福島県東日本大震災子ども支援基金による奨学金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者
 - (6) 令和7年大船渡市林野火災による大学等進学支援一時金を受給していない者
- (一時金の種類及び金額)

第3 一時金は、第2第2号に規定する学校等に入学した日の属する月（当該学校等への入学に伴う転居が、やむを得ない事情により入学した日の属する月の翌月以降となることを教育長が認めた場合は、当該転居日）において、次に掲げる区分に応じて給付する。

（1） 自宅通学者 300,000円

（2） 自宅外通学者 600,000円

（給付の申請）

第4 一時金の給付を受けようとする対象者の父母等（以下「申請者」という。）は、原則として、第2第2号に規定する学校等に入学した日の属する月の初日から翌月末日までの申請期間（以下「申請期間」という。）において、いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付申請書（様式第1号）に第3第1号に該当する場合にあっては第2に規定する対象者であることを証明する書類を、第3第2号に該当する場合にあっては第2に規定する対象者で、かつ、自宅外通学者であることを証明する書類（以下「証明書類」という。）を添付して、教育長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により申請期間に申請することができない場合においては、当該年度の12月31日まで申請を認めることとする。

（給付等の決定通知）

第5 教育長は、第4の規定による申請に基づき、一時金を給付し、又は給付しないことを決定したときは、申請者に対して申請を受理した日の属する月の翌月までに、いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（給付の方法）

第6 一時金は、第4の規定による申請を受理した日の属する月の翌々月までに、第5の規定に基づき給付することの決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対して給付するものとする。

（給付制限）

第7 一時金の給付回数は同一対象者につき1回限りとし、次に掲げる者には給付しないものとする。

（1） 第2第1号に掲げる学校を卒業した日を起算日として5年を経過した者

（2） 第4の規定による給付の申請を行う以前に第2第2号に掲げる学校等に在籍していた者

（一時金の返還等）

第8 一時金の給付後に対象者が退学した場合であっても、受給者に当該一時金の返還請求は行わないものとする。ただし、偽りその他不正の手段により一時金の給付を受けたときは全額返還の請求を行うものとする。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか、一時金の給付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に第2第1号に掲げる学校を卒業した者から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

2 この要綱による改正後のいわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱（以下「新要綱」という。）第2第3号の規定の適用は、新要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以降に新要綱第2第2号に掲げる学校等に入学した者（以下「入学した者」という。）について適用し、施行日前に入学した者については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正前のいわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱に規定する様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ この要綱による改正前のいわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱に規定する様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- １ この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ この要綱による改正前のいわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱に規定する様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- １ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ この要綱による改正前のいわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱に規定する様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付申請書

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

申請者（父母等）

氏名 _____（続柄 _____）
（〒 _____）

住所 _____

電話 _____

いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱第 2 に規定する対象者に該当するので、同要綱第 4 の規定により下記のとおり給付の申請をします。

記

給付申請する一時金の種類		☐ 自宅外（600,000円） ☐ 自宅（300,000円） ☒ ☐ 同居者なし ☐ 同居者あり（氏名 _____ 続柄 _____）				
対象者の状況	（よみがな）（生年月日） 対 象 者 の 氏 名 等	（ _____ ） （ _____ 年 _____ 月 _____ 日生）				
	現 住 所 ・ 電 話 番 号	（〒 _____） ☎ _____（ _____ ）				
受給要件	卒業した高等学校等	（ _____ 年 _____ 月 _____ 日卒業）				
	入学した大学等	（ _____ 年 _____ 月 _____ 日入学）				
	父 母 等 の 状 況	☐ 2人 ☐ 1人（離婚、死別等） ☐ その他				
	道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額（父母等の合算額）	_____ 円 ※ 入学年度の前年度に「いわての学び希望基金教科書購入費等給付金」を受給している場合またはマイナンバーを利用して申請する場合は省略可				
	申 請 事 由	☐ ア 住居の全壊又は半壊 ☐ イ 住居の全焼又は半焼 ☐ ウ 住居の流失 ☐ エ 父母等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災等 ☐ オ 福島第 1 原子力発電所において発生した事故に伴う警戒区域内又は計画避難区域からの立退き				
	要綱第 2 第 5 号又は第 6 号に掲げる奨学金の受給状況	☐ 受給していない				
振込口座	金 融 機 関 名	_____	支 店 名	_____		
	フ リ ガ ナ	_____	預 金 種 別	普通		
	口 座 名 義	_____	口 座 番 号	_____	_____	_____
【高等学校長等記入欄（高等学校長等が証明可能な場合に限る）】 上記の者は、いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱第 2 第 1 号、第 3 号、第 4 号に該当することを証明します。 年 月 日 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 代表者 職・氏名 _____ 						

備考 1 給付申請する一時金の種類、父母等の状況、申請事由及び要綱第 2 第 5 号又は第 6 号に掲げる奨学金の受給状況欄は、該当する□にレ点を付してください。

2 裏面の添付書類欄についても記入の上、必要な証明書類を添付してください。

(裏面)

添 付 書 類

- 1 申請書に添付する証明書類（「添付確認欄」は、添付した書類の口にレ点を付してください。）

次の①～③のうち該当する区分に応じて、「○印」の付いた書類を添付してください。

- ① 入学年度の前年度に「いわての学び希望基金教科書購入費等給付金（以下「教科書等給付金」という。）」を受給し、県立高等学校を卒業した者
- ② 入学年度の前年度に「教科書等給付金」を受給し、県立高等学校以外の学校を卒業した者
- ③ 入学年度の前年度に「教科書等給付金」を受給していない者

対象	添 付 確認欄	添付する証明書類	提出区分		
			①	②	③
全員	☐	申請者名義の振込先口座を確認する書類 【例】通帳 1 ページ目の名義人（カナ表記）や取引店名等の口座情報が記載されているページの写し	○	○	○
	☐	高等学校等を卒業したことを証明する書類 【例】高等学校等の卒業証明書 ※卒業証書の写しは不可	省略	○ *1	○ *1
	☐	大学等に入学したことを証明する書類 【例】大学等の在学証明書 ※合格通知書、入学許可書、学生証の写しは不可	○	○	○
	☐	大学等への入学時における最新の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（父母等全員分を提出） ＜マイナンバーを利用する場合＞ 【例】マイナンバーカードの写し（両面） ※貼付台紙に貼り付けること。 ＜マイナンバーを利用しない場合＞ 【例】課税証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し	省略 *2	省略 *2	○
	☐	罹災証明書又は被災事由を証明する書類 【例】罹災証明書の写し、事業所等の罹災状況に関する申立書	省略	省略	○
自宅外の場合	☐	自宅外に居住していることを証明する書類 【例】住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し、入寮許可通知書の写し ※重要事項説明書の写し、入居申込書の写し、住民票の写しは不可	○	○	○

*1 表面の高等学校長等証明欄に証明を受けた場合は省略可能です。

*2 「教科書等給付金」受給時と父母等の状況が異なる場合または秋入学（入学した月が7月以降の場合）の場合は提出が必要です。

- 2 その他教育長が必要と認める書類

添付した証明書類で申請内容を確認できない場合は、岩手県教育委員会教育長から別途証明書類の提出を求めることがあります。

留 意 事 項

- 1 現住所・電話番号は、大学等への入学時における現住所・電話番号を記入してください。
- 2 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額は、父母等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額を記入してください。
- 3 要綱第2第5号に掲げる奨学金の受給状況は、いわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金及び福島県東日本大震災子ども支援基金等による奨学金の受給状況を記入してください。
- 4 要綱第2第6号に掲げる一時金の受給状況は、令和7年大船渡市林野火災による大学等進学支援一時金の受給状況を記入してください。

様式第2号（第5関係）

いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付決定通知書

先に申請のあったいわての学び希望基金大学等進学支援一時金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

（給付することを決定した場合）

いわての学び希望基金大学等進学支援一時金について、次のとおり給付することを決定する。

申請者（父母等）氏名				
対象者氏名				
給付金額	円			
振込年月日	年 月 日			
振込口座	金融機関		支店名	
	預金種別		口座番号	
	口座名義			
備考				

（給付しないことを決定した場合）

いわての学び希望基金大学等進学支援一時金について、次の理由により給付しないことを決定する。

（理由）

年 月 日

様

岩手県教育委員会教育長

